

海外経済要録

国際機関

◇GATT第19回総会

さる11月13日からジュネーブで閉催されていた第19回GATT総会は、11月27～30日の閣僚会議をはきんで、12月9日予定の議事を終え閉会した。

今次総会の主要議題としては関税交渉手続、農産物貿易拡大、低関税国輸出促進、対日35条援用問題の検討、綿製品貿易問題などがあつたが、そのうち最も注目されたことは、関税交渉上従来の品目別関税引下げ方式を改め、全面的かつ一律的関税引下げ方式を導入しようという動きであった。これは米国代表ボール國務次官やフランス代表ボームガルトネル蔵相らの提案に発したもので、結局、新方式の検討に関する作業グループが設置されることとなったが、新方式が具体化すればそれはGATTにとって画期的な意義をもつとともに世界貿易にも重要な影響を及ぼすことであろう。もっともこれには、たとえば米国大統領が明年の互惠通商協定法の改定に際し大幅かつ一律的関税引下げ権限を付与されるかどうかなどの問題もあり、実現までになお相当の曲折が予想される。

これと並んで、対日35条援用問題も重要な議題となった。前総会の決定に基づきかねてこの問題を検討してきた特別作業グループでは、その結論として35条援用は好ましくないとの報告書を提出、総会はこの正式に採択したが、これに続く閣僚会議で、日本代表藤山経企庁長官は、対日35条援用が「GATTの基本目的に背反するもの」であり、「日本のみならず、GATT自体の問題とみなすべきだ」と強調、閣僚会議のコミュニケもとくにこの問題について一項を追加し、早期の援用撤回がGATTの効用を高める旨指摘した。このあと仮加入のチュニジアが援用撤回を宣言、南アおよびローデシア両国もこれに同調の意向を示し、徐々にではあるが事態の好転が認められる。

なお、今次総会では新独立のタンガニカの加入が決定、締約国は40か国となったが、さらにイスラエル、ポルトガルも近く正式加入の運びとなった。一方、スイスは農業政策をめぐるGATTとの合意をみるに至らず正式加入の申請を撤回したと伝えられる。対日35条援用国はタンガニカを含め現在16か国(ごく最近キューバの援

用撤回の報道あり)となっている。

米 国

◇米国政府保有銀の発売停止

大統領は11月29日、①財務省保有銀の発売停止を命令、同時に銀買入法(Silver Purchase Act, 1934)に基づく政府の銀買入義務(現在買入価格1オンス90.5セント)の解除と銀移転税(現在銀売買による利得につき50%)の廃止を来年の議会に要請して、銀市場を全面的に自由化する方針を明らかにするとともに、②銀証券(現在1ドル、2ドル紙幣の全部と5ドル、10ドル紙幣の約10%)を漸次連邦準備券によって代替し、このために必要な連邦準備法の改正(注)を、同じく来年の議会に要請する意向を発表した。

(注) 現行連邦準備法によれば、連邦準備券として発行しうる紙幣は5ドル以上のものに限定されている。したがって5ドル、10ドルの銀証券を連邦準備券で代替することは現行法のもとでは、1ドル、2ドルの銀証券の代替については、同法の改正を必要とする。

かかる一連の措置は、最近の世界的な銀需要の増大によって政府の自由銀保有量が減少した一方、銀価格の下げさえを目的とした現在の買入制度の意義が薄れたためにとられたものである。

現在政府の手持銀は、銀証券見返分として約17億オンス(うち5ドルおよび10ドルの銀証券見返分約5億オンス)、それ以外のいわゆる自由銀約22百万オンス程度とみられる。銀証券見返分のうち、5ドルおよび10ドル証券分については、これら銀証券と連邦準備券との代替によって直ちに解放しうるから、政府の銀貨鑄造のための銀手当(年間約40百万オンス)には当分事欠かないと考えられている。

以上のような米国政府の銀価格自由化措置を反映して、11月29日のニューヨーク市場銀直物相場は、従来の1オンス91%セントから1ドル%セントへと41年来の最高値をつけ、以後12月上旬までこの水準のまま推移、またロンドン市場の銀直物相場も、1オンス80ペンスから84½ペンスへと25年来の最高を記録、以降85～86ペンス台を上下している。

◇商業銀行の定期預金金利最高限度の引上げ

連邦準備制度は12月1日、規程Qに基づく加盟銀行定

期性預金(Savings Deposit and Time Deposit)金利最高限度のうち、6か月以上の預金に対する分を $\frac{1}{2}\%$ ないし 1% 引き上げ、明年から実施する旨発表、連邦預金保険会社(FDIC)も同日、同保険加入銀行に対し同様の措置をとる旨発表した。新しい最高限度は次のとおりである。

| 期 間 | 現 行 (1957年1月から) | 改 訂 (1962年1月から) |
|----------|--------------------|-----------------------|
| 貯 蓄 預 金 | | |
| 1 年 以 上 | 3% | 4% |
| 1 年 未 満 | | $3\frac{1}{2}\%$ |
| 定 期 預 金 | | |
| 1 年 以 上 | 3% | 4% |
| 6 月 以 上 | | $3\frac{1}{2}\%$ |
| 90 日 以 上 | $2\frac{1}{2}\%$ | $2\frac{1}{2}\%$ (据置) |
| 90 日 未 満 | 1% | 1% (〃) |

この措置の適用を受けるのは、連邦準備制度加盟の約6,100行と、それ以外の商業銀行のうちFDIC加入の約7,000行とである。

なおニューヨーク州銀行局はこれに先立ち11月8日、貯蓄銀行の貯蓄預金に対する金利最高限度を、従来の $3\frac{1}{2}\%$ から $3\frac{3}{4}\%$ へ引き上げ、また2年以上のものについては従来の最高限度 $3\frac{3}{4}\%$ を撤廃し、いずれも明年から実施する旨発表している。定期預金金利に対する同州の現行 3% の最高限度は変更はない。

商業銀行の定期預金金利最高限度の引上げは、財務省証券金利や貯蓄銀行および貯蓄貸付組合の預金金利などの振り合い、かねてから商業銀行側の強い要望があったものであるが、今回の引上げについては、このほか外国預金の流出防止についての配慮が大きく働いている。なおこれが連邦準備銀行の金融政策の基調変化を意味するものとは考えられない。

以上の措置に対応し、米国第2の預金量をもつChase Manhattan 銀行は同行の Savings Account に対する金利を現在の 3% から $3\frac{1}{2}\%$ へ引き上げる意向を明らかにし、各地の商業銀行のうち若干のものも同様の発表を行った。しかし他方米国最大の預金量をもつ Bank of America は当分預金金利の変更は行なわない意向であり、地方銀行のうちには現行最高限度以下の金利をつけているものもあるため、定期性預金金利全般がどの程度上昇するかはなお明らかでない。またロンドンのユーロ・달러市場に対する影響については、同地で取引される資金がほとんど90日以下のものであるため、さほど大きくはないと観測されている。

欧州諸国およびアフリカ

◇西ドイツ・ Bundesbank の支払準備率引下げ

Bundesbankは11月24日の中央銀行理事会において、居住者の当座預金および定期預金に対する支払準備率を1959年10月現在の率の 5% 方引き下げ、12月1日から実施する旨決定した。

今回の支払準備率引下げは、さしあたり最近の金融市場が政資の引揚げなどを映じて引締まり状況にあり、コール・レートが公定歩合を上回るに至っていること、12月にはさらに租税の大量の引揚げが行なわれるうえ、年末の現金需要の増大が見込まれることなどを考慮したものであるが、基本的には昨年以來の金融緩和政策を押し進めたもので、昨年12月以来10回めの引下げにあたる。

今回の引下げにより当座預金および定期預金に対する支払準備率は1959年10月当時の水準に復したことになるが、貯蓄預金はすでに前回10月の引下げにより同水準に復しており、したがって今回の引下げにより、居住者預金はすべて引締め開始前の水準に復したことになる。なお非居住者預金に対しては依然法定最高限度の準備率(当座預金 30% 、定期預金 20% 、貯蓄預金 10%)が課せられている。

◇南ア連邦における公定歩合引下げ

南ア準備銀行は12月7日公定歩合を 5% から $4\frac{1}{2}\%$ へ引き下げた。今回の引下げは本年5月の公定歩合引上げ(0.5%)による金融引締め措置および6月の為替管理強化が成功して人種問題紛争後の資本流出が止まり、貿易収支、金・外貨準備(残高、5月末77百万ポンド、11月末124百万ポンド)も順調に回復したため行なわれたものである。

アジアおよび大洋州諸国

◇第13回コロombo・プラン協議委員会の開催

第13回コロombo・プラン協議委員会は、マラヤのクワラ・ Lumpur において、10月30日から11月11日まで予備会議を、同13日から17日まで閣僚級会議をそれぞれ開催した。

今回の閣僚級会議には、加盟21か国(ブルネイは不参加)の代表をはじめ、国連諸機関からのオブザーバーなど約200名が参加、7項目の議題につき討議を行ない、予備会議の作成にかかる年次報告書を探択して閉会した。

同会議全般を通じて注目された点は次のとおりである。

- (1) 人口増加の経済発展に与える影響が重視され、その対策を早急に講ずべしとする声が強かったこと、
- (2) 1次産品の価格安定をはかるため、より多くの商品について国際協定を締結する必要や、米国が余剰農産物を輸出し、あるいは米英両国がゴムなどの備蓄在庫を放出する際は、国際市況に悪影響を及ぼさぬよう配慮すべしとの要請が強かったこと、
- (3) 地域内低開発諸国の対外債務費が増加することにより、その開発計画推進に支障を生ずる恐れもあるため、先進国側の寛大な条件による援助の増大を要望する声が強かったこと、
- (4) 「東南アジア連合」3か国から、従来の双務援助方式に代る多角援助方式が提唱されたこと(注)、

(注) 予備会議において、「東南アジア連合」のマラヤ、タイ、フィリピン3か国から、技術研修の効率化をはかるため、従来の2国間援助方式に代る方策として、コロンボ・プラン協議委員会事務局が域内低開発国全体の技術研修の必要度(need)を調査し、これに基づき海外からの援助を総合的に受け入れるべしとする提案が行なわれた。これに対し先進諸国は、援助を長期にわたって義務づけられることを理由に反対、結局本予備会議が域内低開発国に対して、それぞれ自国の技術研修の必要度を調査し回目の会議で報告するよう勧告することで落着、閣僚会議でこれを承認した。

- (5) 技術協力のあり方につき、①地域内に最も必要な中級技術者が不足していること、②被援助国側の英語知識不足などから、技術研修の成果がまだ十分活用されていないこと、③農業開発面をより重視すべきこと、④研修施設を増設するより、現存施設の充実が先決であること、などの点が強調されたこと。

なお、次回会議は明年豪州で開催されることとなった。

◇インドの外国援助受入れ

インド政府は、債権国会議の決定(本年4月からの第3次5か年計画に対する当初2か年分の援助として総額2,225百万ドル、36年6月号要録参照)に基づき、11月10日、英国から5百万ポンド(14百万ドル)、同22日、第2世銀(IDA)から22.5百万ドルの各借款を受けることになった。また、このほか同17日、米国余剰農産物見返り資金からも264百万ルピー(55百万ドル)の贈与を受けている。その概要は次のとおり。

1. 英国……対英輸入支払資金として5百万ポンド。インドは債権国会議で英国から総額90百万ポンドの借款を受けることになっており、本借款はさる5月の30百万ポンドおよび10百万ポンドに続くもので、借款条件もこれまで同様7年据置き、1968年5月末以降25か年間に分割返済することになっている。

2. 第2世銀……かんがい、洪水予防、排水など農業生産増加計画に対して22.5百万ドル。本借款はさる6月の第1次借款60百万ドル(36年7月号要録参照)に続くもので、借款条件は、前回同様、返済期間50年、無利息となっている。
3. 米国……米国余剰農産物見返り資金から、今後2か年にわたり264百万ルピーの贈与を受け、国道建設、地形整備などに使用。

◇ビルマ連邦銀行、支払準備率を引上げ

ビルマ連邦銀行(中央銀行)は、7月15日、商業銀行の支払準備率を定期性預金6%→7½%、要求払預金16%→20%へ引き上げ、あわせて支払準備に算入が認められている政府証券の許容限度を拡大した(政府証券許容限度、定期性預金3%→4½%、要求払預金8%→12%)。

本措置は、米穀集荷の一部民間委譲に伴って年初来市中信用が急増、しかもその中には投機性の資金需要がかなり含まれ、一方このような情勢が商業銀行による政府証券の消化を減退させている状況からとられたものである。

なお、同行の支払準備率操作は、1958年8月の引上げに次ぎ同行設立(1952年)以来2回めである。

◇タイの西ドイツ借款など受入れ

タイ政府は、かねてタイ訪問中の西ドイツ経済使節団との間に、経済協力受入れに関し交渉を続けてきたが、11月21日、両国政府が概要以下の諸点について合意に達した旨を発表した。

- (1) 借款100百万マルク(米ドル換算25百万ドル)——第1次6か年開発計画(1961~66年)に盛り込まれた特定のプロジェクトに使用。
- (2) 技術援助4.5百万マルク(米ドル換算約1百万ドル)——①農場センターの設立、②酪農の振興、③鉄鉱石の開発、④技術学校の拡張、⑤配電網の調査、の5計画を実施。
- (3) このほか、タイの民間産業を早急に育成する必要にかんがみ、両国政府は、①ボンとバンコックの双方に、この問題を検討する委員会を設置し、②民間投資を促進し、投資保障協定を早急に締結する。

なお、西ドイツのタイに対する経済協力は、これまで1956年10月に締結した「経済・技術協力に関する協定」による技術援助が中心であり、資本援助は今回がはじめてである。

◇タイの1962年度予算案

タイ政府はこのほど1962年度(1961年10月～62年9月)の予算案を議会に提出した。

これによると、歳出が本年度(1～9月の暫定予算を便宜年間に換算して比較。以下同様)を1割方上回ったため、歳出から公債償還費を控除した収支尻でも、再び若干の赤字を余儀なくされている。すなわち、

- (1) 歳出総額は88億バーツ(米ドル換算 416 百万ドル)で本年度に比し 9.2%増。これは、第1次6か年開発計画(1961～66年)の実施に伴い、経済開発支出が、かんがい施設の拡充など農業関係を中心に目立って増大

タイの1962年度予算案

(単位・百万バーツ)

| 項目 | 歳 出 | | 歳 入 | |
|---------|---------|-------|-------------|-----------------|
| | 年度*1961 | 1962 | 年度*1961 | 1962 |
| 総 額 | 6,044 | 8,880 | 総 額 | 5,520 7,420 |
| 国 防 省 | 1,078 | 1,503 | 税 収 | 5,063 6,920 |
| 文 部 省 | 1,026 | 1,586 | うち(米穀輸出納付金) | (630) (730) |
| 内 務 省 | 999 | 1,327 | (関税収入) | (1,975) (1,055) |
| 農 務 省 | 490 | 712 | 販売・手数料 | 179 223 |
| 運 輸 省 | 499 | 653 | 国営企業収入 | 123 108 |
| 国営企業 | 482 | 368 | そ の 他 | 155 169 |
| 公 債 償 還 | 1,241 | 1,219 | 歳 出 超 過(△) | 524 △1,460 |
| そ の 他 | 229 | 1,512 | (中央銀行新規借入) | (200) (300) |

(注) *は1～9月の暫定予算。

したことが主因である。

- (2) これに対し歳入面では、①今後の貿易の停滞を予想し、米穀の輸出納付金(Rice Export Premium)や関税収入などを低く見積る一方、②最近の好調な経済事情を基盤として、所得税中心に大幅な自然増収を見込み、総額ではほぼ本年度並みとしている。

- (3) この結果、歳出超過額は、本年度の2倍強にあたる1,460百万バーツ(69百万ドル)となる。また、歳出から公債償還費を控除しても、収支尻は再び2.4億バーツの赤字(本年度は7.2億バーツの黒字)となる。

新年度予算案の概要は左表のとおり。

共 産 圏 諸 国

◇中共の低開発国援助

3年連続の農業不振による経済危機に直面しながら、中共の非共産圏の低開発国に対する援助活動は政治的目的から本年も活発に展開された。本年中に供与された経済援助は、下表のとおりであるが、これには次のような特色がみられる。

- (1) 相手国は、ビルマ、ネパール、インドネシア、ガーナ、マリの5か国で、いずれもAAグループに属し、協定額は、不明のマリを除いても143百万ドル(昨年は106百万ドル)に達している。

- (2) 贈与はほとんどなく、大部分が借款供与の形をとっている。ただその条件は無利子または低利、かつ長期(10年以上)返済と依然政治的色彩が強い。

中 共 の 低 開 発 国 援 助

| 相手国 | 金 額 | 供与期間 | 条 件 | 対 象 |
|--------|----------------------------|---------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ビルマ | 30百万ポンド (84百万ドル) | 1961年10月 ～67年9月 | 無利子、返済期間1971年～80年、ビルマの輸出品または第三国通貨による均等償還、使用期限の延長可能 | 中共専門家、技術者の派遣、ビルマ人技術者の訓練、製紙紡績工場などのプラント設備の供給 |
| ガーナ | 7百万ガーナ・ポンド (19.6百万ドル) | 1962年7月 ～67年6月 | 無利子、返済期間1971年7月～81年6月、ガーナの輸出品、または第三国通貨による均等償還 | 技術者派遣および養成、建設資材の供給 |
| インドネシア | 129.6百万スイス・フラン (30百万ドル) | 1961年12月 ～65年11月 | 年利2%、返済は工場完成後2年後開始、12年間分割返済 | 中共技術者の派遣、研修生の受入れ、紡績、織布工場設備の供給 |
| ネパール | 350万ポンド (9.8百万ドル) | 1962年7月 ～66年6月 | 贈 与 | チベット、カトマンズ間自動車道路建設のため、技術者派遣、養成および建設資材の供給 |
| 合 計 | 143.4百万ドル | | | |

(注) マリに対する援助協定は9月22日に調印されたが、内容不明。

なお中共の共産圏外援助相手国は本年新たにガーナ、マリを加えたことにより11か国となり、協定額は判明しているもので累計353百万ドルとなった(共産圏1,310百万ドル—1960年までの援助については本誌昭和35年12月号参照)。

◇ソ連の低開発国援助

ソ連は1954年以降、非共産圏の低開発諸国に対し経済援助を供与しており、1960年末にその総額は28億ドル(共産圏諸国に対しては78億ドル)に上った。経済援助はクレジット供与の形をとるものと技術協力の二つに大別でき、贈与はほとんどない。なおこのほか公表されない軍事援助は昨年末で約7億ドルに上っているとみられる。ソ連の援助は金額自体米國援助の半分にすぎないが、その90%以上が中立諸国(AA諸国)に供与されていることと、規模が急速に増大していることで注目される。

たとえば総額28億ドルの半分をこえる15億ドルは7か年計画開始以後2年間(1959~60年)の協定額である。さらに1961年中供与された経済援助は次表のとおりで、7億ドルに近い。相手国別ではアフリカ4か国に対して東南アは2か国にすぎないが(南米1か国)金額ではインドネシア1国で過半を占めている。本年1月のタス通信によると、1961年中の援助額は総額9億ルーブル(10億ドル)、被供与国はAA諸国14か国、対象施設300と予定されているから、下表以外にもクレジット供与その他があるものとみられる。

1961年のソ連援助協定額

| 相手国 | 金額 | 条 期 | | 対 象 |
|---------|------------------------|------|-----|----------------------------------------------------------------------|
| | | 年利 | 期限 | |
| ボ リ ビ ア | 150百万ドル | 2.0% | 40年 | 石 油 開 発 |
| マ リ | 40百万ルーブル (44.4百万ドル) | — | — | 石油・金・ダイヤモンド鉱床探査 セメント工場建設 スタジアム(バマコ)建設 ニゲル川航路改良工事 鉄道技術者養成 |
| パキスタン | 30百万ドル | 2.5% | 12年 | 機械・設備買付 |
| インドネシア | 367 " | " | " | 工 業 開 発 |
| ソ マ リ ア | 40百万ルーブル (44.4百万ドル) | — | — | 工・農 業 開 発 |
| | 7百万ルーブル (7.7百万ドル) | — | 5年 | |
| ス ー ダ ン | 20百万ルーブル (22.2百万ドル) | 2.5% | 12年 | 工・農 業 開 発 |
| チュニジア | 25百万ルーブル (27.7百万ドル) | — | — | ダム建設 高等技術大学設立 |
| 合 計 | 693.4百万ドル | | | |

◇1962年度ソ連国家予算の特徴

12月8日ソ連最高会議で承認された1962年度国家予算は、同年の経済発展計画(工業生産8.1%増)を反映し歳入が819億ルーブルと前年比4.6%増、歳出は803億ルーブルと4.7%増で、15億ルーブルの歳入超過となっている。

歳入は各項とも平均して増額されておりとくに目立つものはない。ただ住民からの収入は総額で若干ふえているが、国債の発行停止や減税を反映し総額に占める比重は1961年度予算と同じ9%となっている。歳出面の特徴として次の点を指摘できる。

- (1) 最大の特色は国防費が134億ルーブルと膨張していることである。これは1961年度の当初国防費92億ルーブルに比し45%増となり、また1961年7月以降の追加支出(31億ルーブル)を加えた123億ルーブルに比しても16.6%増で、歳出総額に占める比重は1961年度の11.9%(当初国防費)から16%に増大している。ソ連の国防費は1955年以降減少し、昨年度の当初予算では最低となったが、1962年度予算で国防費がこのように膨張したのは、国際情勢の緊張激化を考慮したものであろう。

歳出総額に占める国防費の比重

| 1955年 | 19.9% |
|-------|-------|
| 1959年 | 13.3 |
| 1960年 | 12.9 |
| 1961年 | 16.0 |
| 1962年 | 16.6 |

- (2) 国民経済費は国防費の増加による影響もあって324億ルーブルと1961年度の339億ルーブルより15億ルーブル減少している。ただし、国民経済に対する投資総額、すなわち国家予算支出に企業の自己資金を加えたものの合計額では565億ルーブルと1961年より15億ルーブル増額されている。

- (3) 科学研究費は43億ルーブルで1961年比12%増大(1960年度は前年比15.4%、1961年度は同じく15.6%増)しており、ロケット研究など科学技術の向上を重視している。

- (4) ソ連国家予算全体に占める共和国予算(歳出入同額)の比重は、各共和国の権限拡大により1958年以降50%をこえているが、1962年度予算でも55.7%と一段と大きくなっている。共和国予算の92.4%は国民経済費と社会文化費とに支出される(注)。

(注) ソ連国家予算は連邦予算と連邦共和国国家予算の二つに分かれ、後者はさらに各共和国(15か国)予算と地方予算とに分かれるが、これらを統合したものが単一国家予算(ソ連国家予算)である。

1962年度ソ連国家予算

(単位・十億ルーブル)

| 区 分 | 1961年度 (決見み込) | 1962年度 | 増減 |
|------------------------------|------------------|--------|------|
| (歳入) | | | |
| 社会主義経済からの収入 | 71.2 | 74.5 | 3.3 |
| うち取引税 | 31.2 | 32.4 | 1.2 |
| 企業・経済機関からの利潤控除 | 21.1 | 23.2 | 2.1 |
| 社会保険への企業・機関の払込金、コルホーズ、所得税・関税 | 18.9 | 18.8 | -0.1 |
| 住民からの収入 | 6.6 | 7.4 | 0.5 |
| うち住民税 | 5.5 | 5.8 | 0.3 |
| その他 | 1.4 | 1.6 | 0.2 |
| 計 | 78.3 | 81.9 | 3.6 |
| (歳出) | | | |
| 国民経済費 | 33.9 | 32.4 | -1.5 |
| 社会・文化費 | 27.1 | 28.7 | 1.6 |
| 国防費 | 9.2 | 13.4 | 4.2 |
| 国家行政費 | 1.0 | 1.0 | 0 |
| その他 | 5.5 | 4.8 | -0.7 |
| 計 | 76.7 | 80.3 | 3.6 |
| 歳入超過 | 1.6 | 1.5 | |

社会文化費内訳

(単位・十億ルーブル)

| 区 分 | 1961年度 | 1962年度 |
|------------|--------|--------|
| 社会・文化費全体 | 27.1 | 28.7 |
| うち教育費 | 11.3 | 12.4 |
| 保険・体育費 | 5.2 | 5.0 |
| 国家社会保険・保障費 | 10.6 | 11.3 |

連邦予算

(単位・十億ルーブル)

| 区 分 | 1961年度 | 1962年度 | 増減 |
|------|--------|--------|-----|
| 歳入総額 | 37.1 | 38.2 | 1.1 |
| 歳出総額 | 35.7 | 36.6 | 0.9 |
| 歳入超過 | 1.4 | 1.5 | |

連邦共和国予算(歳出入同額)

(単位・十億ルーブル)

| 区 分 | 1961年度 | 1962年度 | 増 |
|--------------|--------|--------|------|
| 総額 | 42.8 | 44.7 | 4.3% |
| ソ連国家予算に占める比重 | 55.2% | 55.7% | |